

指標の検証等について

平成 30 年 6 月 22 日
総務省自治財政局財務調査課

財務書類の数値を用いた主な指標について

- 従来の決算統計に基づく財政指標や地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）における健全化指標等の指標に加え、財務書類のデータ等による指標を分析することにより、当該地方公共団体の財政状況を多角的に分析することが可能となる。これまでの研究会等で示してきた指標は以下のとおり。
- 「地方公会計の活用の促進に関する研究会」においては、これらの指標は経年で比較することや類似団体と比較することにより、全体の大まかな傾向を把握するのには有効だが、単年度に発生した取引の影響で大きく数値が変動する可能性があることなどから、必ずしも地方公共団体の状況が適確に反映されない場合もあることについて議論が行われた。

分析の視点	住民等のニーズ	指標
資産形成度	将来世代に残る資産はどのくらいあるか	<ul style="list-style-type: none">▶ 住民一人当たり資産額▶ 有形固定資産の行政目的別割合▶ 歳入額対資産比率▶ 有形固定資産減価償却率
世代間公平性	将来世代と現世代との負担の分担は適切か	<ul style="list-style-type: none">▶ 純資産比率▶ 社会資本等形成の世代間負担比率
持続可能性 (健全性)	財政に持続可能性があるか (どのくらい借金があるか)	<ul style="list-style-type: none">▶ 住民一人当たり負債額▶ 基礎的財政収支▶ 債務償還可能年数
効率性	行政サービスは効率的に提供されているか	<ul style="list-style-type: none">▶ 住民一人当たり行政コスト▶ 性質別・行政目的別行政コスト
自律性	歳入はどのくらい税金等でまかなわれているか (受益者負担の水準はどうなっているか)	<ul style="list-style-type: none">▶ 受益者負担の割合

○ 住民一人当たり資産額

- 資産額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり資産額とすることにより、住民等にとって理解しやすい情報になるとともに、他団体との比較が容易になります。

算定式

- 資産合計 ÷ 住民基本台帳人口

○ 有形固定資産の行政目的別割合

- 有形固定資産の行政目的別（生活インフラ・国土保全、福祉、教育等）の割合を算出することにより、行政分野ごとの社会資本形成の比重を把握することができます。
- 経年比較や類似団体との比較により資産形成の特徴を把握し、今後の資産整備の方向性検討の参考になります。

○ 歳入額対資産比率

- 当該年度の歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを把握することができます。

算定式

- 資産合計 ÷ 歳入総額

○ 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）

- 有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。
- 行政目的別や施設別の比率も算出することができます。

算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

○ 純資産比率

- 純資産の変動は、将来世代と過去及び現世代との間で負担の割合が変動したことを意味します。
- たとえば、純資産の増加は、過去及び現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味する一方、純資産の減少は、将来世代が利用可能な資源を過去及び現世代が費消して便益を享受していると捉えることができます。
- 固定資産等形成成分及び剰余分（不足分）の内訳にも留意する必要があります。

算定式

$$\text{純資産} \div \text{資産合計}$$

○ 社会資本等形成の世代間負担比率

- 有形固定資産などの社会資本等に対して、将来の償還等が必要な負債による調達割合（公共資産等形成充当負債の割合）を算定することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の程度を把握することができます。

算定式

$$\text{社会資本等形成の世代間負担比率} \\ (\text{将来世代負担比率}) = \frac{\text{地方債残高}^{(*)}}{\text{有形・無形固定資産合計}}$$

※ 地方債残高…附属明細書（地方債（借入先別））

○ 住民一人当たり負債額

- 負債額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり負債額とすることにより、住民にとって理解しやすい情報になるとともに、他団体との比較が容易になります。

算定式

- 負債合計 ÷ 住民基本台帳人口

○ 基礎的財政収支(プライマリーバランス)

- 資金収支計算書上の業務活動収支(支払利息支出を除く。)及び投資活動収支の合算額を算出することにより、地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標となり、当該バランスが均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する地方債等の比率は増加せず、持続可能な財政運営が実現できていると捉えることができます。
- ただし、基礎的財政収支は国の財政健全化目標にも用いられているが、地方の場合は国とは異なって、建設公債主義等がより厳密に適用されており、原則として赤字公債に依存することができないため、国と地方で基礎的財政収支を一概に比較すべきでない点に留意が必要です。

算定式

$$\text{基礎的財政収支} = \text{業務活動収支(支払利息支出を除く。)} + \text{投資活動収支}$$

○ 債務償還可能年数

- 当該年度のストック情報である実質債務(将来負担額－充当可能基金残高)が当該年度のフローの業務活動収支の黒字分等を償還財源とする場合にその何年分あるか示す指標です。
- 償還財源として、減収補填債特例分発行額や臨時財政対策債発行可能額を含めた業務収入と業務支出の差額を用いていますが、所有していない資産の整備費用については、資産に計上されず、業務支出に含まれる一方、それに充当した地方債は業務収入には含まれないためアンバランスになることに留意が必要です。

算定式

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{将来負担額}(\ast 1) - \text{充当可能基金残高}}{\text{業務収入等}(\ast 2) - \text{業務支出}(\ast 3)}$$

※1 将来負担額及び充当可能基金残高については、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式による。

※2 業務収入は、資金収支計算書(地方公会計)における業務収入(地方税、地方交付税等)による。また、業務収入等は、「業務収入＋減収補填債特例分発行額＋臨時財政対策債発行可能額」とする。

※3 業務支出は、資金収支計算書(地方公会計)における業務支出(人件費、物件費、補助金等)による。

○ 住民一人当たり行政コスト

- 行政コスト計算書で算出される行政コストを住民基本台帳人口で除して住民一人当たり行政コストとすることにより、行政活動の効率性を見ることができます。

算定式

$$\bullet \text{ 純行政コスト} \div \text{住民基本台帳人口}$$

○ 性質別・行政目的別行政コスト

- 行政コスト計算書では、性質別(人件費、物件費等)の行政コストが計上されており、また、附属明細書では、行政目的別(生活インフラ・国土保全、福祉、教育等)の行政コストが計上されています。これらを経年比較することにより、行政コストの増減項目の分析をすることができます。
- 性質別・行政目的別行政コストを住民基本台帳人口で除して住民一人当たり性質別・行政目的別行政コストとすることにより、地方公共団体の行政活動に係る効率性を測定することができます。
- 類似団体との比較により当該団体の効率性を評価することができます。

○ 受益者負担の割合(受益者負担比率)

- 行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額を表すため、これを経常費用と比較することにより、行政サービス提供に対する直接的な負担の割合を算出することができます。
- また、事業別・施設別に算出することにより、受益者負担の割合を詳細に分析することもできます。
- 受益者負担に類似するものであっても、分担金や負担金として徴収しているものについては経常収益に含まれないため、課題の設定によっては、分担金や負担金を加えた比率で分析することが考えられます。

算定式

$$\text{受益者負担比率} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}}$$

債務償還可能年数について

算定式

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{将来負担額}(\ast 1) - \text{充当可能基金残高}}{\text{業務収入等}(\ast 2) - \text{業務支出}(\ast 3)}$$

※1 将来負担額及び充当可能基金残高については、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式による。

※2 業務収入は、資金収支計算書(地方公会計)における業務収入(地方税、地方交付税等)による。また、業務収入等は、「業務収入+減収補填債特例分発行額+臨時財政対策債発行可能額」とする。

※3 業務支出は、資金収支計算書(地方公会計)における業務支出(人件費、物件費、補助金等)による。

- 債務償還可能年数は、実質債務が償還財源の何年分あるかを示す指標で、業務活動の黒字分を償還財源に充てた場合に何年で債務を償還できるかを示すものとして算定している。
- 財政の持続可能性を把握する指標としては、実質公債費率や将来負担比率が存在しているが、債務償還可能年数は、フローとストックを分母と分子で組み合わせた指標であり、地方債の発行抑制等(分子の縮小)だけでなく、事務事業の見直し等(分母の拡大)によっても改善するため、財政健全化を図るに当たって総合的な指標とも考えることができる。

【課題】

- 1 現在の算定式では、分子の「将来負担額」には含まれている地方債等に係る償還財源の一部が分母から除外されているため、アンバランスになっている。具体的には、公営企業会計や一部事務組合等の地方債で一般会計等が元金償還を負担するものについては将来負担額に含まれるため分子に計上されているが、当該年度に支出した、公営企業や一部事務組合等の起こした地方債の償還財源に充てた繰出金や負担金などは、償還財源であるが「業務支出」に含まれているため、分母から除外されている。
 - 分子に含まれる地方債に係る償還財源をすべて分母に含めるよう、算定式を見直すべきではないか。
- 2 また、所有外資産の整備費用は、投資支出的な性質を持つが、業務支出に含まれるものであるため、これらの大規模な事業を行った場合に、指標が大きくなるが、このことは実際の債務償還能力を反映しているわけではない。
 - 当該算定式における業務収支から所有外資産の整備に係る支出及び収入を控除すべきではないか。
- 3 償還財源である分母の数値は単年度の収支を用いているため、当該年度に生じた特別の多額の支出の影響で大きく変動するなど、安定性に課題がある。
 - 例えば、複数年度の平均値をあわせてみることも検討すべきではないか。

所有外資産に関する論点について

- 地方公共団体特有の制度として、都道府県管理の国道や一級河川など、地方公共団体が建設費や維持費を負担するが、資産そのものは国に帰属している、いわゆる所有外資産が存在する。
- 統一的な基準においては、これらの所有外資産については、
 - ① 国の貸借対照表に計上されているため、地方公共団体の貸借対照表に計上することとすると重複計上となること
 - ② 資産計上することとすると台帳整備が必要となることから、まずは所有資産の台帳整備を優先すべきであったことなどから、地方公共団体の貸借対照表には資産として計上しないこととしている(注記に記載)。一方で、整備に要した経費に充てた地方債等は負債に計上するという取扱いとなっている。
- しかし、所有外資産も広く県民が将来の経済的便益を享受するものであり、実質的には都道府県の資産とみなすことができるものであることから、注記している所有外資産の額を反映して評価すべきとも考えられる。
- 以上のような前提のもと、次のことが課題となっている。
 - (1) 貸借対照表については、所有外資産を多く管理している都道府県においては、資産と負債の計上がアンバランスとなり、純資産額が低い水準となってしまふ。
 - 貸借対照表のデータを用いる指標(住民一人当たり資産額・純資産比率・歳入額対資産比率・有形固定資産減価償却率・将来世代負担比率)による評価が適切に行われぬ可能性がある。
 - (2) 資金収支計算書については、資産の形成につながる公共施設等の整備に係る支出については投資支出に分類されるが、所有外資産の整備に係る支出は、移転費用として業務支出に分類される。
 - 所有外資産を多く管理している都道府県においては、その整備等を行った場合に業務収支が小さくなり、業務収支を分母に用いている債務償還可能年数が長くなることとなる。
 - (3) 公共施設等のマネジメントの観点からも、中長期的にはこれらの所有外資産についても資産として適正に管理することが必要と考えられる。



指標の検証等を踏まえながら、所有外資産の取扱いについて検討すべきではないか。